



栃木県公報

平成 26 年
6 月 6 日(金)
第 2586 号

目 次

規 則	
○薬事法施行細則の一部改正	495
告 示	
○就学支援金に係る収入状況届出書等の提出期限	496
○木材業者の登録	496
○土地改良区定款変更の認可	496
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	496
○特別保護地区の指定予定	497
○土地改良区役員の退就任	498
○平成26年度屋外広告物講習会の開催	499
○開発行為の工事完了	500
雑 報	
○平成25年度栃木県市町村職員共済組合決算の要旨	500
人事委員会	
○平成26年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施	501
調達等公告	
○入札公告（特定調達公告）	505
正 誤	
○第2577号中	507

規 則

栃木県規則第三十五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月六日

栃木県知事 福田 富一

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成十六年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の四中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第十条第一項中「政令第五十三条において読み替えて準用する法第十条」を「法第四十条第二項において準用する法第十条第一項」に改める。

第十二条中「第十条（法第三十八条）」を「第十条第一項（法第三十八条第一項若しくは第二項）」に改める。

第十三条第四号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

(薬務課)

告 示

栃木県告示第百七十五号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第13号）第十一条第一項の規定により、同項に規定する知事の定める日を次のように定める。

平成二十六年六月六日

栃木県知事 福田 富一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第十一条第一項に規定する知事の定める日は、七月三十一日とする。

(文書学専課)

栃木県告示第276号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富一

登録年月日	登録番号	氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	営業所又は工場		業務の態様		
				名称	所在地	素材	製材	特殊用材
平成26年5月1日	6303	株式会社ビーライク 代表取締役 寺内 博史	下野市柴194-4	株式会社ビーライク	左記の住所に同じ	○		○
平成26年5月1日	6304	株式会社SS Company 代表取締役 須田 耕一	壬生町本丸2-15-20	株式会社SS Company	左記の住所に同じ	○	○	

(林業振興課)

栃木県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
塩谷南部土地改良区	平成26年5月20日
間々田乙女土地改良区	平成26年5月27日

(農地整備課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成26年5月23日	特定非営利活動法人 Mashiko Ceramics and Arts Association	横尾 聡	芳賀郡益子町大字芦沼459番地1	この法人は、窯業従事者をはじめとする、やきものの町・益子を取り巻く人々に対して、作家のネットワークづくり、国内外との文化交流活動、陶磁器の再利用に関する事業を行い、創作環境の整備、町の活性化に寄与することを目的とする。	平成26年7月22日

(県民文化課)

○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県県西環境森林事務所において、平成26年6月6日から同月20日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富 一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
袈裟丸山特別保護地区	1 区域 国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る ₁ 、る ₂ 、る ₃ 小班、同243林班ぬ ₁ 、ぬ ₂ 、る ₁ 、る ₂ 、わ小班の一円の区域 2 面積 204ヘクタール	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定特別保護地区の指定目的 袈裟丸山鳥獣保護区は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、ノスリ等の猛禽類や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ（絶滅危惧Ⅰ類）、イヌワシ（絶滅危惧Ⅰ類）、クマタカ（絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっており、この区域内全てを特別保護地区としている。 このため、当該区域は特に保護を図る必要がある区域と認められるこ

とから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。

(自然環境課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
五斗内土地改良区	理 事	増測 信子		宇都宮市下桑島町635-1	26.3.31	
深津土地改良区	理 事	上田 芳雄	上田 芳雄	鹿沼市深津263-1	26.3.31	26.4.1
	〃	湯沢 勇	湯沢 勇	〃 〃 1238	〃	〃
	〃	若林 清	若林 清	〃 〃 2112	〃	〃
	〃	寺崎 誠	寺崎 誠	〃 〃 1361-2	〃	〃
	〃	小林 徳男	小林 徳男	〃 〃 1179-2	〃	〃
	〃	松澤 満	松澤 満	〃 〃 92-2	〃	〃
	〃	若林 保男	若林 保男	〃 〃 2136	〃	〃
	〃	佐藤 努	佐藤 努	宇都宮市下欠町876	〃	〃
	〃	大沼 弘治	大沼 弘治	鹿沼市上石川1213	〃	〃
	〃	石川 孝男	石川 孝男	〃 〃 823-5	〃	〃
	〃	湯沢 通有	湯沢 通有	〃 深津901	〃	〃
	〃	阿部 米一	阿部 米一	〃 〃 2100-8	〃	〃
	〃	木村利一郎	木村利一郎	〃 茂呂591-4	〃	〃
	〃	上田 成大	上田 成大	宇都宮市下欠町465	〃	〃
〃	小林 則夫	小林 則夫	鹿沼市深津1200-4	〃	〃	
〃	小林 義弘	小林 義弘	〃 〃 2172	〃	〃	

	監事	今井 政則	今井 政則	鹿沼市深津228	26.3.31	26.4.1
	〃	渡辺 一男	渡辺 一男	〃 〃 1488-1	〃	〃
	〃	飯野 功	飯野 功	〃 〃 1929	〃	〃
	〃	稲川 和雄	稲川 和雄	〃 茂呂350-4	〃	〃
小川 土地改良区	理事	福島 泰夫		那須郡那珂川町芳井875	26.1.28	
	〃		大森 武	〃 〃 〃 110		26.3.29

(農地整備課)

○平成26年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第27条第1項の規定により平成26年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富一

1 日時

平成26年8月27日（水）午前9時10分から午後4時40分まで

2 場所

宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁東館4階 講堂

3 受講定員

100名

4 講習課程

- (1) 屋外広告物の法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物の施工に関する課程

5 受講手続

(1) 提出書類、提出先及び提出方法

屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、受講手数料として3,600円分の栃木県収入証紙及び写真（申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）1枚を屋外広告物講習会受講申請書に貼付の上、最寄りの土木事務所屋外広告物担当窓口を持参すること（郵送では受け付けない。）。

なお、屋外広告物講習会受講申請書を受け付けた後は、受講手数料は返還しない。

(2) 受付期間及び受付時間

平成26年7月14日（月）から同月25日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。）

6 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する者、同法第44条第2項に

規定する技能検定（帆布製品製造科に係るものに限る。）に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

7 その他

(1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、各土木事務所で配布するほか、栃木県県土整備部都市計画課のホームページ（http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html）からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を明記し、120円切手を貼付したもの）を同封の上、栃木県県土整備部都市計画課宛て請求すること。

(2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当

電話番号 028-623-2463

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
【第一工区】 河内郡上三川町大字上三川字愛宕4727番1の一部、4728番1	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社
塩谷郡高根沢町大字石末字上東原1815番4、1815番13、1815番14、1815番16	塩谷郡高根沢町大字石末1815番地3	小林 謙

(都市計画課)

雑 報

○栃木県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第22条第3項及び栃木県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年6月6日

栃木県市町村職員共済組合

理事長 人 見 健 次

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
収 入	負担金	4,778,933	14,683,044		175,961	247,787				
	掛金	4,755,624	8,345,404			242,217				
	施設収入・商品売上						186,882			
	利息及び配当金	623		170,355	282	261	497	747,666		1
	その他の収入	620,732			90,701		709	211,772	43,462	
	他経理から繰入				32,538		72,679			
	前年度支払準備金	777,616								
計	10,933,528	23,028,448	170,355	299,482	490,265	260,767	747,666	211,772	43,462	1

支 出	給付	4,825,854									
	役職員給与			100,020	4,383	68,911	7,799	12,111	3,534		
	旅費・事務費			12,723	1,213	957	874	1,240	636		
	商品仕入					7,955					
	飲食材料費					39,906					
	支払利息			170,355		4,134	563,705	163,720	3,321		
	前期高齢者納付金	2,049,405									
	後期高齢者支援金	1,889,056									
	老人保健拠出金	64									
	退職者給付拠出金	478,599									
	介護納付金	803,964									
	連合会払込金・拠出金	495,219			78,224	4,564			9,984		
	掛金・負担金払込金		23,028,448								
	他経理へ繰入	32,538				48,679				24,000	
その他の支出	59,765			35,514	461,320	192,674	3,358	9,606	1,092		
次年度支払準備金	768,046										
計	11,402,510	23,028,448	170,355	226,481	520,159	314,537	575,736	196,661	32,583	0	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△468,982	0	0	73,001	△29,894	△53,770	171,930	15,111	10,879	1	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
資産										
流動資産	1,961,520	1,297,329	461,374	687,248	531,208	243,536	834,974	398,167	552,688	2,154
固定資産			6,885,000	2,177	104	669,914	39,169,798	7,108,750	9	
資産合計	1,961,520	1,297,329	7,346,374	689,425	531,312	913,450	40,004,772	7,506,917	552,697	2,154
負債										
流動負債	80,416	1,297,329		8,821	23,752	14,748	37,219,993	270	1,469	
固定負債	768,046		7,346,374	139,132	764	352,393	2,205	6,518,875	260,211	
負債合計	848,462	1,297,329	7,346,374	147,953	24,516	367,141	37,222,198	6,519,145	261,680	0
純資産										
資本剰余金				20,889		703,934				
利益剰余金(欠損金)	1,113,058			520,583	506,796	△157,625	2,782,574	987,772	291,017	2,154
純資産合計	1,113,058	0	0	541,472	506,796	546,309	2,782,574	987,772	291,017	2,154
負債・純資産合計	1,961,520	1,297,329	7,346,374	689,425	531,312	913,450	40,004,772	7,506,917	552,697	2,154

人事委員会

○平成26年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施

平成26年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成26年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

職種	採用予定人員	主な勤務場所
総合土木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所等
建築	1～2名	都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢

昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

(2) 免許

建築は、1級建築士の免許を取得している者

(3) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表※2
第 一 次 試 験	平成26年9月21日（日）		宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁研修館	10月22日（水）（予定）に県庁屋外 掲示場に受験番号を掲示して発表する ほか、合格者に通知します。
	受付	8：30～9：00		
	説明	9：10～9：30		
	教養試験	9：30～11：00		
	適性検査Ⅰ	11：20～12：00		
論文試験	13：10～14：40			
第 二 次 試 験	適性検査Ⅱ	11月9日（日）※1		最終合格者は、11月28日（金）（予 定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲 示して発表するほか、2次試験受験者 に合否を通知します。
	口述試験Ⅰ			
	口述試験Ⅱ	11月16日（日）※1		

※1 詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

※2 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	教養試験	75点	公務に必要な基礎的な知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います（75題出題）。出題分野は別表のとおりです。
	適性検査Ⅰ	－	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	論文試験	75点	公務員として必要な文章での表現力と、これまでの経験により培われた専門的な知識等について、記述式による試験を行います（職種ごとに2題を出題し、そのうち1題を選択して解答）。（90分：1,100字程度。平成25年度の課題は別表のとおりです。）
第 二 次 試 験	適性検査Ⅱ	－	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	口述試験Ⅰ	110点	公務員として必要な口頭での表現力、論理性と、これまでの経験により培われた専門的な能力等について、プレゼンテーション面接による試験を行います。冒頭に、これまでの社会人経験の内容と、それを公務にどう活かそうとしているかについてプレゼンテーションを行ってもらい、その後、試験員が説明内容の中の専門的な事項について質問する方式で実施します。（1人：約20分）
	口述試験Ⅱ	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。（1人：約30分）
資 格 調 査	－	－	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、教養試験、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。なお、教養試験の合格基準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
- 2 試験問題（教養試験）の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。
- 3 口述試験Ⅰ・Ⅱは、事前に面接カードを提出してもらいます。詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

5 採用

最終合格者は、平成27年4月1日採用予定です。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後の職務経験年数が8年の場合、約22万円が支給されます。（採用前の経歴の種類等により金額は異なります。）

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は2.5%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布するほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、車椅子を使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を御連絡ください。

○ 郵送・持参による場合

申込先 申込方法	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。 栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階） 電話 028-623-3313</p> <p>申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。受付終了後、第1次試験当日までに写真を貼って、試験当日持参してください。</p> <p>（郵送の場合の注意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して、郵便はがき（額面が50円の場合は、52円となるように切手を貼ってください。）に貼り、宛名を明記してください。 ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・封筒の表に「社会人対象試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。 <p>（持参の場合の注意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験票には、切手の貼付及び宛先の記入は不要です。様式をダウンロードして使用する場合は、受付後に受験票を切り離して、はがき大の厚紙に貼ってください。
受付期間	<p>（郵送）8月11日（月）～8月27日（水）（消印有効） （持参）8月11日（月）～8月27日（水）8時30分～17時15分（土・日は受付できません。）</p>

○ インターネット（電子申請）による場合

申込先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。
-----	---

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「到達のお知らせ」が電子メールで送信されます。 ・申込みの受付終了後、「結果通知発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日は含まない。)) ・受験票を各自でA4サイズ用の紙に印刷し、署名及び写真を貼り、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。 ・「結果通知発行のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、8月21日(木)までに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。
受付期間	<p>8月11日(月) 8時30分～8月19日(火) 17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込み手続を行ってください。電子申請システムの定期・臨時の保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。定期保守は毎月第二水曜22:30～翌8:00、毎週金曜3:00～3:30です。</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 する 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

※ 教養試験が合格基準点に達しない受験者にあつては、論文試験の採点を行いませんので、第1次試験については教養試験の得点のみが開示の対象となります。

[別表]

試 験 種 目	出 題 分 野
教 養 試 験	<p>「社会的関心と理解について問う分野」</p> <p>報道されている国内外の出来事に関心をもっていれば解答できる問題、ニュースの理解のために必要な基本的知識を問う問題、地方自治の基礎的知識を問う問題</p> <p>「言語的な能力を問う分野」</p> <p>日常目にするような日本語の文章や語彙、用法、漢字、簡単な英文や英語の用法等の理解を問う問題</p> <p>「論理的な思考力を問う分野」</p> <p>与えられた文章やグラフ、表などから、論理的に考察することにより正答を導き出す問題</p>
論 文 試 験	<p>平成25年度課題(課題1又は課題2のいずれか一つを選択して解答)</p> <p>(総合土木)</p> <p>課題1 自然災害に対して、近年の自然的、社会的状況の変化を踏まえ、地方公共団体として防災・減災対策にどのように取り組んでいくべきか、技術的観点から、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>課題2 本県の自然環境の特徴を踏まえ、土木技術者の立場から、社会資本整備において、どのように環境との共生に取り組んでいくべきか、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>(建築)</p> <p>課題1 県有建築物の長寿命化に向けた取組の効果及び長寿命化を図る上での課題・解決策について、建築物の日常管理を行政(事務)職員が行っていること</p>

を念頭に、あなたの考えを述べなさい。
課題2 空き家対策に行政としてどのように取り組むべきか、安全安心なまちづくり、資源の有効活用、地域の活性化などの観点から、あなたの考えを述べなさい。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年6月6日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 普通旋盤 10式

イ 立フライス盤 6式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年3月27日

(4) 納入場所 栃木県立県央産業技術専門校 栃木県宇都宮市平出工業団地48-4

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「機械器具、車両類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成26年7月25日から同年8月1日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県会計局会計管理課契約指導・調達室 電話028-623-2091

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成26年6月6日から同年7月16日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年7月25日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所

(ア) 1の(1)のアの件名

平成26年8月1日 午前10時30分

栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）

(イ) 1の(1)のイの件名

平成26年8月1日 午前11時

栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年6月6日から同年7月17日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成26年7月23日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札書に会計管理課で交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県産業労働観光部労働政策課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他

ア 仮契約の締結等 1の(1)のアの件名の入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a) Engine lathes 10set
- b) Vertical milling machines 6set

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., July 25, 2014

(3) Information is available at:

Supplies Section,
Accounting Management Division,
Accounting Bureau,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-2091

(会計局会計管理課)

発行番号	ページ	行	正	誤
第2577号	398	7	廣澤 一雄	廣澤 一雄